

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	砂利採取法			法令番号	昭和43年法律第74号			
手続名	採取計画の認可(採取場の区域が一般海域の場合)			根拠条項	第16条			
審査基準	<p>1. 砂利採取法第19条による。</p> <p>2. 「砂利採取計画認可準則について」（昭和43年10月2日43化局第491号、建設省河政発第99号、通商産業省化学工業局長及び建設省河川局長通達）による。</p> <p>3. 「佐賀県海砂利採取計画認可要綱」（平成10年11月20日工第584号商工労働部長通知）による。</p>							
	受付機関	土木事務所	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日	目次 No.